

藤沢市行財政改革協議会要綱

（目的及び設置）

第1条 地方自治の本旨を踏まえ、本市における行財政改革の推進に資するため、藤沢市行財政改革協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 事務事業のあり方、評価に関する事項
- （2） 行政事務の簡素化及び行政運営の効率化の推進に関する事項
- （3） 財務関係諸課題の改善の推進に関する事項
- （4） 市の行財政改革に係る方針、計画等の策定に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、行財政改革に関する事項

（組織）

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数で、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験のある者 8人以内
 - （2） 市民（前号に掲げる者に該当する者を除く。） 5人以内
- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の在任期間は、引き続き2期を超えないものとする。ただし、第1項第1号に規定する委員については、専門的知識、経験等を有する者が他に得られない等の特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
- 4 第1項第2号に規定する委員は、公募によるものとする。この場合において、公募は、改選ごとに行うものとする。

（会長及び職務代理者）

第5条 協議会に会長及び職務代理者1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 職務代理者は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることが

できない。

- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見又は説明を聴くことができる。

- 2 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見又は説明を聞くことができる。

(結果報告)

第9条 会長は、第2条に掲げる事項について調査審議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、行財政改革主管課において総括し、及び処理する。

(報酬等)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の定めるところによる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この告示は、平成24年5月1日から施行する。
- 4 この告示は、平成28年4月1日から施行する。